

計画の位置づけ

- 本計画は、**豊田市障がい者計画**、**豊田市障がい福祉計画**、**豊田市障がい児福祉計画**の3つの性格を併せ持つ計画として一体的に策定
- **豊田市障がい者計画**は、施策に関する基本計画としての性格を有し、基本理念のほか、広範な施策分野にわたって達成すべき目標を掲げている (根拠法：障がい者基本法第11条第3項に規定する市町村障がい者計画)
- **豊田市障がい福祉計画及び豊田市障がい児福祉計画**は、障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関して定める計画であり、障がい福祉サービス等の必要見込み量などを掲げている (根拠法：障がい者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画)



計画期間

- 計画期間は令和3年度から令和8年度までの**6年間**
- 計画策定から3年後に中間見直しを行い、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を定め、ライフサポートプランに含める

これまでのライフサポートプランの主な取組実績と今後の課題

<取組実績>

- ・福祉サービスの量的整備 (日中活動場所確保計画 目標定員：450人増⇒実績：527人増)
- ・重症心身障がい児者等の介護者負担軽減策 (施設整備補助金、医療型短期入所等)
- ・当事者と連携した理解啓発活動の実施 (啓発パンフレット、映像資料の作成)
- ・加配保育師 (277人) や学級運営補助指導員 (157人) の配置 (令和元年度実績)

<今後の課題>

- ・医学の発達等による重度障がい児者、医療的ケア児者の増加への対応
- ・本人の寿命の延伸と家族の高齢化に伴い、家族介護ができなくなる世帯の増加と将来に対する不安感の増加への対応
- ・地域共生意識の高まりによる、重症児や医療的ケア児の地域における子育てニーズの顕在化への対応

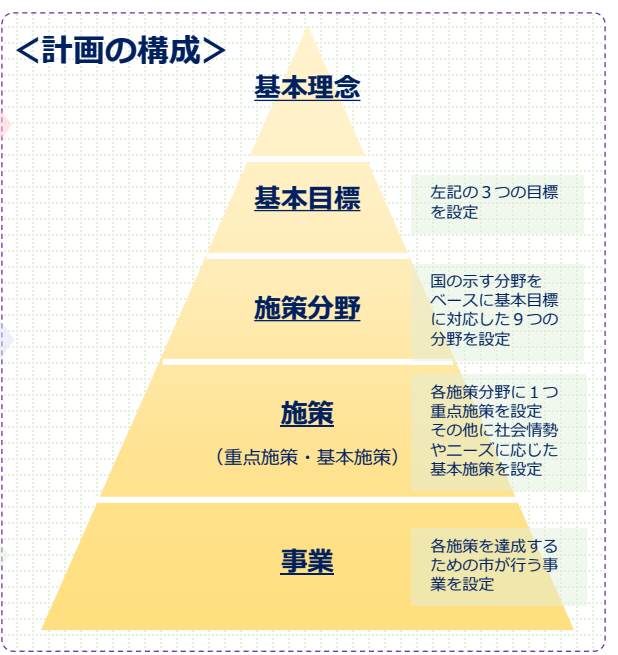
障がい者を取り巻く現状と課題

<p>国の動向 (障がい福祉関連)</p> <p><重度障がい者への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障がい、重症心身障がい、医療的ケアなど、専門的な支援を要する者に対する支援体制の構築が求められている。 <p><精神障がい者の包括的支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の地域移行を進めるために、医療、福祉、住まい、就労等が包括的に確保された体制を構築する必要がある。 <p><障がい者の生涯活躍の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省において「障がい者活躍推進プラン」が策定され、スポーツ・文化等、障がい者の活躍推進が求められている。 	<p>市の動向</p> <p><条例の制定 (予定) ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年4月に条例の制定を予定しており、相互理解の促進と意思疎通支援の円滑化を推進していく必要がある。 <p><重層的支援体制の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、包括的な支援体制や重層的な相談体制の構築を進めていく必要がある。 <p><愛知労働局との協定締結></p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊田市と愛知労働局において雇用対策協定を締結したため、障がい者の一般就労の支援を一層図っていく必要がある。
<p>社会情勢の変化</p> <p><働き方改革></p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革が進められ、共働き世帯が増えてきている中で、障がいがある子を育てる家庭において、地域のこども園に通園を希望する家庭が増えてきている。 <p><感染症の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの感染拡大をきっかけに、新しい生活様式への対応や、緊急時においても継続した福祉・医療サービス等を受けられる体制づくりが求められている。 	<p>実態調査等</p> <p><当事者のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が地域で安心して暮らすために、地域生活や社会性生活での理解啓発活動や、災害対策の推進が求められている。 <p><介護者のニーズ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護者の悩みは、体力的・精神的な疲労や将来の親亡き後への不安が多く、レスパイト事業や居住の場の整備が求められている。

めざす姿

<基本理念> 障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる**地域共生社会の実現**

- <基本目標>**
- ① 誰もが暮らしやすいまちづくり**
 - ◆ 障がいに関する理解が進み差別や偏見がなく合理的配慮が提供される
 - ◆ 誰もが互いに認め合い円滑な意思疎通ができる
 - ② 安心して生活できるまちづくり**
 - ◆ 充実した相談体制や福祉サービスの環境が整っている
 - ◆ 災害時等に安心した避難生活や障がい福祉サービスの提供が受けられる
 - ③ 自分らしく活躍できるまちづくり**
 - ◆ 自らが希望する保育や教育、仕事等を選択できる
 - ◆ スポーツや文化活動など生涯にわたり地域で活躍できる



(仮) 第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン施策体系 (案)

PICKUP

基本理念

誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現

基本目標

【基本目標1】
誰もが暮らしやすいまちづくり



【基本目標2】
安心して生活できるまちづくり



【基本目標3】
自分らしく活躍できるまちづくり



施策分野

施策

◎: 重点施策 ○: 基本施策

重点施策関連事業

1 まちと心のバリアフリー	◎ 理解啓発活動の推進 ○ 障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進	□ 心のバリアフリー推進講座 □ 障がい理解促進のための市職員研修
2 権利擁護・虐待防止	◎ 総合相談体制の整備 ○ 成年後見制度の利用促進 ○ 障がい者虐待の防止	□ 重層的支援体制整備事業 □ 緊急時を含めた相談支援体制の強化
3 意思疎通支援・情報保障	◎ 相互理解の促進・意思疎通の円滑化 ○ 情報保障の環境整備	PICKUP □ 条例※の啓発活動 □ ICTを活用した意思疎通支援事業の検討
4 事業所整備・運営支援	◎ 重度障がい者の受入れ促進 ○ 福祉人材の確保・育成 ○ 介護者負担の軽減 ○ 居住の場の確保	PICKUP □ 地域生活支援拠点の運営 PICKUP □ 強度行動障がい支援者養成事業 □ 家族介護者負担軽減事業（医療型短期入所等）
5 保健・医療	◎ 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築 ○ 障がいの早期発見・治療に対する支援	□ 精神障がい者の退院後の支援体制の検討 □ 精神障がい者家族相談支援事業
6 防災・防犯	◎ 自然災害及び感染症の対策の推進 ○ 防犯対策の推進	□ 要支援者名簿を活用した支援体制モデルの展開 □ 事業所の災害体制強化策の推進
7 教育・保育・子育て	◎ 地域こども園の受入れ体制の充実 ○ インクルーシブ教育システムの構築 ○ 障がい児支援の充実	PICKUP □ 保育士の研修・人材交流 □ 保育所等訪問支援事業 □ 早期療育推進委員会の開催
8 就労・雇用	◎ 障がい者の一般就労の促進 ○ 就労継続支援事業所等の工賃向上	□ 企業訪問や職場開拓等の就労支援 □ 公共施設等における職場体験事業
9 生涯活躍	◎ 障がい者の文化・スポーツ活動の推進	□ 障がい者スポーツ・教養教室 □ 出前コンサート等の開催

条例の啓発活動

条例の内容について、行政、市民、企業等に対し様々な場面で啓発を行い、意思疎通の円滑化を図る。

- ・パンフレットの作成
- ・ガイドラインの作成 など

地域生活支援拠点の運営

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるための機能を整備し、家族支援等につなげる。

- ・24時間体制の相談支援
- ・緊急時ショートステイ
- ・グループホームの体験 など

強度行動障がい支援者養成事業

研修やアドバイザー派遣等を実施し、専門的な人材の確保と育成を図り、強度行動障がい者の受入れ促進につなげる。

- ・基礎研修、実践研修
- ・アドバイザー派遣事業 など

保育士の研修・人材交流

こども発達センターとの人材交流や研修を進め、医療的ケア児や障がい児に対する対応能力の向上を図る。

- ・人材育成研修
- ・認定特定行為業務従事者研修
- ・小児救急研修 など

指標の設定

※（仮称）豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例（令和3年4月施行予定）

【参考】今後のスケジュール

① 総合指標

本計画の総合的な指標

豊田市が暮らしやすいまちだと思
障がい者の割合

調査名	現状値	めざす方向
障がい者等実態調査	60.1%	➡

② 成果指標

重点施策ごとの指標を設定

	指標	現状値 (R元年度)	めざす方向
1	障がい者福祉について関心がある市民の割合	53.8%	➡
2	総合相談窓口の相談件数	確認中	➡
3	意思疎通に困る機会がある障がい者の割合	34.0%	➡
4	重度障がい者の受入れ可能な施設数	確認中	➡
5	※調整中	調整中	➡
6	障がい福祉サービス事業所のBCP策定率	10.4%	➡
7	重症児と医療的ケア児の受入れ園の数	—	ニーズに応じた受入
8	福祉事業所からの一般就労移行者数	64人	➡
9	文化・スポーツ活動を行っている障がい者の割合	—	➡

③ 成果目標

国が定める基本指針※に基づき設定

地域生活への移行者数
福祉施設からの一般就労移行者数 など

※障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針



計画の評価体制

【評価・検証機関】

- ◆ 社会福祉審議会 障がい者専門分科会（有識者）
- ◆ 障がい者計画推進懇話会（障がい当事者）
- ◆ 地域自立支援協議会（支援機関や企業等）

時期	内容
11/9~12/8	パブリックコメント
2月	障がい者専門分科会 計画推進懇話会 地域自立支援協議会
3月	社会福祉審議会答申 計画図書完成